

資料編

1. 神栖市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要項

○神栖市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要項

平成 26 年 6 月 20 日

教育委員会訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 神栖市スポーツ振興基本計画（以下「計画」という。）の策定又は見直しをするため、神栖市スポーツ振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には文化スポーツ課長、副委員長には委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる課の係長以上の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。

付 則(平成27年教委訓令第9号)
この告示は、公布の日から施行する。
付 則(令和2年教委訓令第1号)
この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

政策企画課
市民協働課
障がい福祉課
長寿介護課
健康増進課
施設管理課
観光振興課
学務課
教育指導課
文化スポーツ課

2. 第2期神栖市スポーツ振興基本計画策定経過

項目	事項
スポーツに関する市民意識調査、団体等意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市民意識調査 調査期間：令和元年11月25日～12月10日 配布数：2,000票 回収数：618票 回収率30.9% ●団体等意識調査 調査期間：令和元年12月10日～12月23日 配布数：300票 回収数：173票 回収率57.7%
第1回 第2期神栖市スポーツ振興基本計画 策定委員会 開催日：令和2年2月4日 15:00～	<p>議題1 策定委員会の役割等について 議題2 第2期計画（素案）について 議題3 今後のスケジュールについて</p>
第1回 神栖市スポーツ推進審議会 開催日：令和2年2月6日 18:00～	<p>議題1 第2期神栖市スポーツ振興基本計画（素案）について 議題2 今後のスケジュールについて</p>
パブリックコメントの実施	令和2年2月15日～3月16日
第2回 第2期神栖市スポーツ振興基本計画 策定委員会 開催日：令和2年3月19日 15:00～	<p>議題1 パブリックコメントについて 議題2 第2期神栖市スポーツ振興基本計画（案）及び概要版について 議題3 今後のスケジュールについて</p>
第2回 神栖市スポーツ推進審議会 開催日：令和2年3月23日 18:00～	<p>議題1 パブリックコメントについて 議題2 第2期神栖市スポーツ振興基本計画（案）及び概要版について 議題3 答申（案）について 議題4 今後のスケジュールについて</p>
第2期神栖市スポーツ振興基本計画（案）の答申 答申日：令和2年3月25日	第2期神栖市スポーツ振興基本計画（案）の答申
教育委員会定例会 開催日：令和2年3月26日	第2期神栖市スポーツ振興基本計画の決定